

立命館大学アート・リサーチセンター

文部科学省 共同利用・共同研究拠点「日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点」

共同利用研究室 利用要項

(共同利用研究室の利用目的)

日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点の研究推進。

(利用対象者)

利用対象者は、以下の通りとする。

- ① 日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点「共同研究課題」採択プロジェクトの研究代表者・研究分担者で、衣笠総合研究機構の客員協力研究員である者のうち、アート・リサーチセンター長（以下「センター長」という）が認めた者
- ② その他センター長が認めた者

(利用手続)

「施設利用同意書」および「アート・リサーチセンター共同利用研究室 利用申請書」を事務局に提出すること。アート・リサーチセンター運営委員会での審議を経て、委員長が許可する。

(利用期間)

- 1 日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点「共同研究課題」の研究期間内での利用とする。
- 2 委員長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。
 - ① 利用状態が著しく適正を欠くとき
 - ② 法令等の違反に対して行う、委員長の是正勧告に従わないとき

(利用時間)

- 1 平日：午前9時から午後10時までとする。
- 2 土曜日・日曜日・祝日・大学の休暇中、および、平日夜間の利用については、必ず事前に事務室へ届け出ること。

(注意事項)

- 1 日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点の研究課題遂行のための共同利用施設であることを十分理解し、利用すること。他の利用者の研究や施設利用を妨げないこと。
- 2 共同利用研究室は、自由席利用とする。荷物等の放置など特定の席を長期間にわたり占有する行為は慎むこと。
- 3 アート・リサーチセンター施設内は禁煙・全館火気厳禁とする。
- 4 アート・リサーチセンター施設内は土足厳禁とする。
- 5 共同利用研究室のシリンダーキーは館外に持ち出さない。外出する場合には、そのつど事務局へ返却すること。
- 6 シリンダーキーの複製を行うことを禁じる。発見した場合、防犯のための鍵の取替えに関する代金を請求することとする。
- 7 住宅地に隣接する窓は、近隣住民への配慮のため、必ず施錠を行い、締切りとする。窓のブラインドは、終日下ろしたままとすること。
- 8 大声での談笑は、周囲への迷惑となるため、十分注意すること。
- 9 夜間の利用については、騒音・振動・人の出入り等近隣住民の迷惑にならないよう、特に配慮すること。

以上